

事務連絡  
令和6年1月16日

各  
都道府県  
市町村  
広域連合  
一部事務組合  
要介護認定担当課 御中

厚生労働省老健局老人保健課

令和6年能登半島地震による災害に係る  
認定ソフト2021（SP3）の継続利用について

「認定ソフト2021（SP4）」のリリース予定（令和6年3月末）、及び改正内容については、「認定ソフト2021（SP4）のリリース予定について」（令和5年12月18日付け事務連絡）においてお示したところです。

今般の令和6年能登半島地震による災害に伴い、被災地域においてはシステムの改修・バージョンアップ作業に支障を来すことが考えられることから、現行の「認定ソフト2021（SP3）」の継続利用の可否、及び留意事項について以下にまとめましたので、被災地域におかれましては管内市町村及びシステムベンダー等関連事業者への周知を徹底して頂きますよう、よろしく願いいたします。

記

- 1 令和6年4月以降の認定ソフト2021（SP3）の継続利用について  
令和6年4月以降に認定ソフト2021（SP4）への移行を実施しない場合においても、認定ソフト2021（SP3）を継続して使用することは可能となっております。  
ただし、継続利用される場合は以下の留意事項がございます。
- 2 認定ソフト2021（SP3）を継続利用する場合の留意事項について  
(1) 介護療養型医療施設の選択・登録について  
介護療養型医療施設から介護医療院等への移行に伴い、令和6年3月末に介護療養型医療施設が廃止されますが、認定ソフト2021（SP

3) を継続利用される場合は、申請日が令和6年4月1日以降でも施設の種類として介護療養型医療施設を継続して選択・登録できる状態となりますので、ご使用にならないようお願いいたします。

なお、認定ソフト2021（SP3）や外部インターフェースを使用して、申請日が令和6年4月1日以降の情報に施設の種類として介護療養型医療施設を登録し、後日認定ソフト2021（SP4）へ移行された場合は、「その他の施設等」として表示されます。

(2) 認定ソフト内包のデータベースのサポート期間について

認定ソフト2021（SP3）の内部で使用しているデータベース（Microsoft SQL Server 2014）のサポート期限が令和6年7月9日となっており、それ以降はMicrosoft社からのサポート、セキュリティパッチ等の提供を受けることができません。従いましてそれ以前に認定ソフト2021（SP4）への移行をお願いいたします。

3 被災地以外の対応について

被災地域以外の地方自治体におかれましては、令和6年4月以降、速やかに認定ソフト2021（SP4）への移行をお願いいたします。

4 お問い合わせ先

認定ソフトの導入や技術的なお問い合わせについては、以下の連絡先にお問い合わせください。

**【介護保険総合支援センター連絡先】**

E-mail : nintei@toshiba-sol.co.jp

FAX : 042-340-6066

本事務連絡に関するお問い合わせについては、以下の連絡先にお問い合わせください。

**本件担当**

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係

T E L 03-5253-1111（内線 3944・3945）

F A X 03-3595-4010

以上